(用語の定義)

- 第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。
- 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。
  - 一 道路上のさく又は駒止
  - 二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
  - 三 道路標識、道路元標又は里程標
  - 四 道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡 施設その他これらに類するものをいう。)
  - 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場
  - 六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する 道路管理者が設けるもの
  - 七 共同溝の整備等に関する特別措置法 (昭和三十八年法律第八十一号)第三条第一項 の規 定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十 九号)第四条第二項 に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項 に規定する道路管理 者の設ける共同溝又は電線共同溝
  - 八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの
- 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第二 条第二項 に規定する自動車をいう。
- 4 この法律において「駐車」とは、道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第二条第一項第 十八号 に規定する駐車をいう。
- 5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号 に規定する車両をいう。

(道路の種類)

- 第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。
  - 一 高速自動車国道
  - 二 一般国道
  - 三 都道府県道
  - 四 市町村道

## (道路の構造の基準)

- 第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。
  - 一 通行する自動車の種類に関する事項
  - 二 幅員

- 三 建築限界
- 四 線形
- 五 視距
- 六 勾配
- 七 路面
- 八 排水施設
- 九 交差又は接続
- 十 待避所
- 十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
- 十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度
- 十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項
- 2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。)は、政令で定める。
- 3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める 基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。年四月一日)か ら施行する。

## (道路等との交差等)

## 第四十八条の十四略

2 道路等の管理者は、道路等を前条第一項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分 (以下「自転車専用道路」という。)、同条第二項の規定による指定を受けた道路若しくは道路 の部分(以下「自転車歩行者専用道路」という。)又は同条第三項の規定による指定を受けた道 路若しくは道路の部分(以下「歩行者専用道路」という。)(以下これらを「自転車専用道路等」 と総称する。)と交差させようとする場合においては、当該自転車専用道路等の安全な交通が確 保されるよう措置しなければならない。